

「白川ダム河川空間のオープン化」の指定書伝達式を開催します  
～ 山形県では長井ダムに続いての 都市・地域再生等利用区域の指定 ～

飯豊町では、白川ダム河川空間のオープン化に向けて、令和7年3月21日に東北地方整備局あて要望書を提出しておりましたが、令和7年4月16日付けで指定となりましたので、下記のとおり指定書の伝達式を開催いたします。

- ・東北では河川を含め4番目の指定。山形県では長井ダムに続いての指定です。
- ・指定を受けた区域での「民間事業者による営業活動」が可能となります。

1. 日 時：令和7年4月23日（水）11：00～11：35
2. 場 所：白川荘 会議室
3. 出席者：東北地方整備局河川部長、飯豊町長
4. 内 容：伝達式、飯豊町長による事業計画概要説明

※ 「都市・地域再生等利用区域」に指定する事を「河川空間のオープン化」と称しています。

《添付資料》

（別添1）都市・地域再生等利用区域（河川空間のオープン化）の指定計画概要

（別添2）都市・地域再生等利用区域（河川空間のオープン化）指定区域・事業内容

（別添3）都市・地域再生等利用区域制度の概要

〈 発表記者會 山形県政記者クラブ、米沢記者倶楽部 〉

〈お問合せ先〉

国土交通省東北地方整備局 最上川ダム統合管理事務所 電話 0237-75-2311

技術副所長 おおいけ けんいち 大池 賢一 / 建設専門官 たにやま まさひろ 谷山 雅洋

飯豊町 商工観光課 電話 0238-87-0523

課 長 いとう みよこ 伊藤 満世子 / 室 長 わたなべ けんいち 渡部 賢一

## 【別添 1】

### 計画概要

飯豊町では、春先の雪解け水により出現する「白川湖の水没林」が、国内外から注目を浴び、今後も白川ダム周辺における観光需要の増加が予想されることから、水辺環境の保全を推進するとともに、白川ダムの水没林を核とした地域社会・経済の更なる活性化を図ることを計画しています。

白川ダム湖畔にある既存キャンプ場の利便性向上や、グランピング施設の新設計画をはじめとした水没林を核とした年間を通じた観光振興を推進し、都市及び地域の再生を図ることを目的としています。

今回「都市・地域再生等利用区域」の指定により、飯豊町が民間事業者等と使用契約を結ぶことで、常設でのアクティビティの提供、グランピング施設や飲食店・物品販売などの営業等が可能となります。



白川ダム 河川空間のオープン化指定区域・事業内容



利用区域	事業内容
① 白川ダム湖岸公園	キャンプ場、パークゴルフ場、テントサウナ、スノーモービル体験、アクテビティ提供(カヌー・SUP、気球、スノートレッキング等)、飲食物の提供及び物販販売、各種イベント等
② 白川ダム湖畔オートキャンプ場	オートキャンプ場、飲食物の提供及び物販販売、各種イベント等
③ 水生園	釣り堀
④ 中津川農村公園	グランピング施設、アクテビティ提供(カヌー・SUP等)、飲食物の提供及び物販販売、各種イベント等
⑤ 中津川橋管理用道路	アクテビティ提供(カヌー・SUP等)
⑥ 白川ダム湖(貯砂ダム上流)	アクテビティ提供(カヌー・SUP等)

※赤字について、民間事業者による営業活動が可能になるほか、既存施設についても、現在の町による運営から民間事業者による営業、利活用が可能に

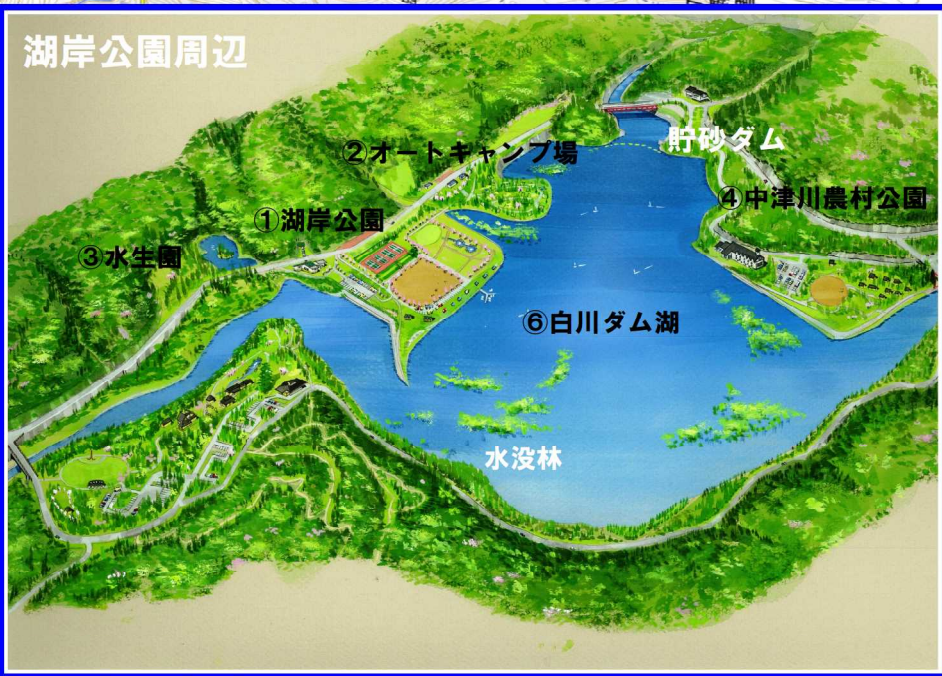
貯砂ダム

⑤中津川橋管理用道路

白川湖

白川ダム

飯豊町



① 総合案内(白川荘)



① パークゴルフ場



① テントサウナ



①④⑤⑥ アクテビティ提供



① スノーモービル体験



② オートキャンプ場



④ グランピング施設



①②④ 飲食物の提供等



### 【別添3】

## 都市地域再生等利用区域の制度概要

### ＜制度の概要＞

河川敷地の占用は、原則として公的主体（市町村等）に許可されているところであるが、平成23年の河川敷地占用許可準則の改正により、多様な主体による賑わいのある水辺空間の創出に資するため、特例として地域の合意が得られた場合には、占用主体及び占用施設を緩和してオープンカフェ、売店など営業活動を行う事業者等（民間事業者等）についても占用を許可することが可能となった。

当該制度の基本スキームとしては、河川管理者は、協議会等の活用により地域の合意が図られた都道府県又は市町村から都市・地域再生等利用区域の指定等に関する要望書の提出を受けて、当該区域の指定を行った上で、民間事業者等を含めた主体に占用許可手続きを行うことになる。

#### 【都市・地域再生等利用区域指定により利用可能な施設】

広場、イベント施設、船着き場等（これらと一体をなす飲食店、売店、オープンカフェ、広告板、照明、音響施設、キャンプ場、バーベキュー場等）  
日よけ、船上食事施設、突出看板、川床等

### 「都市・地域再生等利用区域」の指定～利用までのフロー

